

アイヌ語のアーカイブ作成支援事業の選考方法について

平成27年11月26日

文化庁次長決定

1 書類審査

企画の選考に当たっては、提出された企画書等の書類に基づき書類審査を行う。

書類審査は、文化庁に設置する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の各委員が、下記の審査項目について、次の得点基準による6段階で審査する。

審査委員会の各委員が審査した各審査項目の合計の平均を当該企画の得点とする。

(1) 得点基準

とても優れている＝10点　優れている＝8点　やや優れている＝6点
普通＝5点　劣っている＝3点　とても劣っている＝1点

(2) 審査項目

①事業趣旨の理解及び対象とする音声資料の妥当性

- 事業の趣旨を理解していること。
- 事業の趣旨にかなない、実現可能な具体性を持った取組内容であること。
- 対象となる音声資料が、取組の内容に対して適切に選ばれていること。

②権利者との関係

- 音声資料を公開するに当たり、権利者との間でどのように調整が行われたか又は行われるか。

③実施体制

- 取組の実施に必要な人員及び組織体制が整っていること。
- 地方公共団体や企業、学識経験者など、取組の実施に必要な関係機関及び関係者との連携体制がとられるようになっていること。

④成果の検証方法

- 成果の検証方法が、今後の取組に活用できるものであること。

⑤経費の妥当性

- 取組の内容に対して、妥当な経費が示されていること。また、効率的な運営がなされる工夫が盛り込まれていること。

⑥その他

- 取組にとって有効な提案や有益な情報（類似の取組の実績などを含む。）が示されていること。

(3) 書類審査における選考

書類審査において、審査委員会の委員の半数以上が1点とした審査項目が一つ以上ある企画については、不合格とする。

2 審査委員会における選考

書類審査を経た企画については、審査委員会の議を経て選考する。

審査委員会においては、得点の高いものからアイヌ語の音声資料の実情等を総合的に判断し、予算の範囲内において選考する。

ただし、選考する企画について、審査委員会による修正意見を付して条件付きで選考する場合や委託業務見積書に記載された合計額より低い額でもって選考する場合がある。